

附 則

(施行期日)

1 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年九月一日）から施行する。

（内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

2 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）の一部を次のように改める。

別表第一金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の項並びに別表第二及び別表第三の金融商品取引法の項中「第四十六条の二」の下に「（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）」を加える。